

憲法導入講義ノート

佐藤潤一[†]

Introductory Lecture Notes on the Constitution of Japan

SATO Junichi

目次

1. はじめに	204
2. 上諭	204
3. 前文	206
上諭と前文—まとめ	209
4. 天皇（第1章）	209
5. 平和主義・戦争放棄（第2章）	211
6. 人権規定（第3章）	212
(1) 総則的な規定	212
(2) 個別の人権規定	214
(3) 自由権	215
(4) 社会権	217
(5) 刑事裁判手続に関する権利	219
7. 統治の仕組み	222
(1) 国会（第4章）	223
(2) 内閣（第5章）	226
(3) 司法（第6章）	229
(4) 財政（第7章）	232

[†]大阪産業大学 国際学部 教授

草稿提出日 3月6日

最終原稿提出日 3月23日

(5) 地方自治 (第 8 章)	233
8. 憲法の改正・最高法規性と補則	233
(1) 改正 (第 9 章)	233
(2) 最高法規性 (第 10 章)	234
(3) 補則 (第 11 章)	235
おわりに	235

1. はじめに

小学校の社会科からずっと、実は英語より長くつきあっているはずなのが、日本国憲法です (いちいち日本国憲法というとい長いので、以下では単に憲法ということにします)。憲法にどのような規定があるかは、知っているようで知らないこともあるでしょう。

国会、内閣、裁判所 (あわせて統治機構といいますね) の規定等については、かいつまんで見るだけにしておきます (もちろん条文自体はすべて掲載しています)。高校までの教科書を見れば、概略は掴みやすいと思いますし、本格的に学ぶのであれば、憲法を概説している別の本を見るほうが良いからです。

2. 上諭

さて、まず憲法の公布文である上諭から順番に見ていくことにしましょう。簡単な解説もつけておきます。

朕^{ちん}は、日本国民の総意^{もとづ}に基いて、新日本建設の礎^{いしづえ}が、定まるに至つたことを、深くよるこび、枢密顧問^{すうみつこもん}の諮詢^{しじゆん}及び帝国憲法第73条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可^{さいか}し、ここにこれを公布せしめる。

ぎよめいぎよじ
御名御璽

昭和21年11月3日

内閣総理大臣兼 外務大臣 吉田茂
 国務大臣 男爵 幣原喜重郎
 司法大臣 木村篤太郎
 内務大臣 大村清一
 文部大臣 田中耕太郎

農林大臣 和田博雄
国務大臣 斎藤隆夫
通信大臣 一松定吉
商工大臣 星島二郎
厚生大臣 河合良成
国務大臣 植原悦二郎
運輸大臣 平塚常次郎
大蔵大臣 石橋湛山
国務大臣 金森徳次郎
国務大臣 膳桂之助

上諭は、**憲法の一部ではありません**。実際に交付されたものを見ていればわかりますが、上諭のあとに「日本国憲法」という標題があることからそれはわかります。最初にある「朕」が天皇の自称、天皇が自分のことをいうときに使う言葉で、「ちん」という読みだけでなく、「われ」「あれ」などと読まれることもあります。

上諭を読んでわかるのは、日本国憲法が「帝国憲法」（正式には大日本帝国憲法、よく明治憲法と呼ばれます。以下においては明治憲法と表記します）を「改正」した憲法として天皇によって「公布」されていることです。公布は、広く一般国民に法律などの内容を知らせることで、政府が発行する、法律や内閣の構成員などを一般国民に知らせるための一種の新聞である官報に掲載されます（とはいっても官報には広告も漫画も載っていません）。この後すぐに読んでみてもらう憲法の前文と言っていることが違うようです。実は重要なことなので、覚えておいてください。

天皇は明治憲法の手続に則っていることを示すために、「枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第73条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し」た、とっています。御名は実際には昭和天皇の名前（裕仁）が書かれていることを示しており、また御璽は天皇の印鑑です（実は相当大きなものです）。明治憲法では改正手続は73条に規定してあり、天皇が改正案を出して、貴族院と衆議院からなる帝国議会で審議したあと、首相経験者などからなる枢密院の構成員である枢密顧問に内容をチェックさせ（これが「諮詢」です）たうえで、公布することになっていたのです。実際には明治憲法の改正はこの日本国憲法への改正1回だけでしたが。

憲法成立当時の内閣が署名しています。日本史で名前を聞いたことがあると思いますが、幣原喜重郎が「男爵」となっているところに時代を感じますね。文部大臣の田中耕太

郎は後に最高裁判所の長官になっています。

3. 前文

次に憲法の前文を見てみましょう。ちょっと長いので段落毎に見ていきましょう。そもそも法規範であるかどうか(つまり、前文「違反」がそもそも成り立つのか)について、どちらかというとな否定的に捉えられていますが、憲法を「読む」「解釈する」ための指針(ガイドライン)となることについては争いありません。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し(1)、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し(2)、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し(3)、ここに主権が国民に存することを宣言し(4)、この憲法を確定する(5)。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する(6)。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

長いので下線部分毎に見ていきましょう。

(1)は、ふつう**代表制民主主義**を憲法が採用したという意味で捉えられます。憲法制定の時には帝国議会しかなくて、国会はなかったのですから、これはこれから国会をつくってそれを使いますという意味です。

(2)は二つのことを言っています。「諸国民との協和による成果…を確保」というのは**国際協調を重視**しますということであり、「わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保」というのは日本に**自由主義**を根付かせよう、**自由権を重視**しましょうということです。わかりにくいですが、二つ目は**人権保障の重要性を強調**していると言われます。前文の三段落目に「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」とあることは、一つ目の国際協調の大切さを敷衍しているものでしょう。なお、ここに出てくる「**自国の主権**」というのは、**日本が独立国家であることを示**しています。

(3)はわかりやすいでしょう。**平和主義**、**戦争放棄**の基本です。この部分は二段落目の「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚

するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という部分にも現れています。

(4)も文字通りで**国民主権**の宣言です。1条でも「主権の存する日本国民」という言い回しがありますね。国民に主権があるというのは、簡単に言えば、国の政治を最終的に決めることができるのは、国民であるということ、そして普段の選挙などでできるだけ多くの国民の意思が政治に反映されるべきだということを示していると言われます。

(5)は、わかりやすいようでちょっと微妙でしょうか。憲法自体の建前としては、天皇が「統治権を総攬^{そうらん}」していた明治憲法を改正して「国民主権」の国とするという憲法を「国民が確定する」というのです。

(6)は、よくアメリカのリンカーン大統領がゲティスバーグで行った演説に基づくといわれますが、それだけでなく、フランクリン・ルーズベルト大統領の、四つの自由に関する一般教書にも似たような言葉があります。いずれにせよ、**民主主義の大切さ、国民主権の意義を別の側面から強調している**ともいえるでしょう。

第2段落以降はこの第1段落をより詳しく説明している部分です。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する(7)。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない(8)のであつて、政治道徳の法則(9)は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し(10)、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(7)は「平和のうちに生存する権利」という言葉が有名です。いろいろな捉え方がありますが、**平和が確立していなければ人権保障は意味がない**、という意味で平和と人権が不

可分一体のものなのだ、ということ、ここでは分かってもらえればと思います。

(8)や(9)は、国際協調と民主主義の確保が大事なんだ、ということを書いてます。ただこの第3段落の日本語はちょっとわかりにくいですね。本書の「憲法制定の人物史」でも解説していますが、英訳の方がすっきりしています。“We believe that no nation is responsible to itself alone, but that laws of political morality are universal; and that obedience to such laws is incumbent upon all nations who would sustain their own sovereignty and justify their sovereign relationship with other nations.”これを英文和訳風に見てみれば、「いかなる国家も、自国のことのみみに責任を負えばよいというものではない。そうではなくて、政治道徳の法則が普遍的なものであること、そのような法則に忠実であることは、自国の主権を維持しようとし、また他国との主権的關係を正当化しようとする全ての国家の責務であることを、われわれは信ずる」という感じでしょうか。

(10)は、「自国の主権を維持しようとする全ての国家 (all nations who would sustain their own sovereignty)」というところに対応します。ここで「主権」という言葉が出てきますが、これは国民主権というときの主権とは違います。再確認ですが、国家が独立していることを意味するものです。主権という言葉は立ち入るとなかなか難しいのですが、さしあたってここまで二つの意味があることが分かりました(実はあともう一つ意味があります)。

ここまで上論と前文を見てきました。もう充分長い？ これからは個別の条文なので、一つ一つはそんなに長くありませんよ。

ところでここまで読んでいて気になったことはありませんか。「立たう」だとか「努めてゐる」だとか「あつて」だとか、仮名遣い間違えてないか？ と。でも間違いではありません。憲法は歴史的仮名遣いと旧漢字で書かれているのです。本当は漢字も現代風に直してあるのです(明治憲法時代の条文はそのまま引用していますが)。正式に「公布」された憲法典では、権威は「權威」だし、国民は「國民」だし、恵沢も「惠澤」と書かれています。ちょっとハードルが高いかと思ったので、漢字だけは現代風に直し、仮名遣いだけは元のままにしています。漢字は知らないと言えませんが、仮名遣いは慣れると案外読めます。そもそも仮名遣いに気づいていなかった読者もいるのではないのでしょうか。

文章ばかりで疲れたかも知れません。ここで一度簡単にまとめてみましょう。

上諭と前文—まとめ

明治憲法（大日本帝国憲法／帝国憲法）

天皇＝統治権の総覧者

↓ 改正

↓

日本国憲法（上諭にその事実が記載されている）

国民が主権者

前文：憲法の基本的な考え方が書かれている

- ① 代表制民主主義
- ② 国際協調
- ③ 自由主義・人権の尊重
- ④ 平和主義・平和のうちに生存する権利
- ⑤ 国民主権
- ⑥ 憲法の民定性

4. 天皇（第1章）

憲法が天皇を象徴としていることはよく知られています。1条は「**天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴**であつて、この地位は、**主権の存する日本国民の総意**に基く」と定めています。そもそも国民主権、ありていにいえば国民こそが国家の運営主体であるはずの日本国憲法が天皇の章から始まっているのは、体裁として明治憲法の改正憲法として成立したからです。その分、国民主権の憲法であることが、実はわかりやすいとはいえません。

以下2条～6条を見てみましょう。なお②というのはもとの条文にはありません。第2項にあたる段落がわかりにくいので、著者が付け加えています。以下条文の引用は同様に加工しています。

第2条 ^{こうい}皇位は、^{せしゅう}世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

②天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条 皇室典範の定めるところにより^{せつしやう}摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

②天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

「象徴」というのも、天皇という地位に就いている、今上陛下（「きんじやうへいか」というんです）が象徴だといっているのか、その地位そのものが象徴なのか、わかるようでわかりにくいところがあります。2条が「皇位は、世襲」であるといっているのは、「天皇という地位」＝「皇位」ですから、後者の意味で1条が定められていることを意味していることとなります。ちなみに2条の「皇室典範」は憲法が法律の名称を指定している唯一の例ですね。

1978年に制定されたスペイン憲法56条は、国王のことを「国の統一および永続性の象徴である」としており、これは日本の憲法に似ています（ただし国王を元首と明記している点は大きく異なります）。

第1章の内容は、天皇が、政治的な行為を自分の意思で行うことはできない（3条・4条）、つまり「国政に関する権能を有しない」（4条）ことが中心です。天皇の「国事に関するすべての行為」＝「国事行為」には、「内閣の助言と承認」が必要で、内閣がその責任を負います（3条）。助言と承認というのは、内閣の意に基づく行為だけを意味していて、天皇がまず独自判断で行った行為を「承認」することはありません。ですから、ちょっとこの規定は不正確といえるでしょう。

内閣総理大臣と最高裁判所の長たる裁判官を任命します（6条）するのが天皇であるとされているところなどは、天皇の権威を認めているものと読むことができるでしょう。折衝の規定に関する「準用」は、主語を読み替えて適用する、という意味です。

さて、国事行為の具体的内容は7条に列挙されています。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 國務大臣及び法律の定めるその他の^{かんり}官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を^{せつじゆ}接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

解釈の問題を生ずる規定もありますが、一応読んでわからないわけではないでしょう。官吏という言葉は、今はほとんど使われませんが、ようするに公務員のことだと思っておけば問題ありません（なお、条文の最初の文で、こういうふう^{はしらがき}に後にいろいろ列挙される場合、柱書、^{はしらがき}といい、本来縦書きなので、次にあげる、ではなく、左の、^{はしらがき}という言い方になっています）。最後の「儀式」は実務上非常に広く解釈されています。

この他第1章には、天皇の代わりに職務を行うことができる摂政の規定（4条・5条）と、皇室財産に関する「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない」（8条）という規定が置かれています。

5. 平和主義・戦争放棄（第2章）

9条は見たことも聞いたこともないという人は、まずいないでしょう。引用しておきましょう。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

どうしてこの規定で自衛隊を政府が合憲と主張できるのかよくわからない、という読者もいると思います。けれども、日本で実際に全く軍事力がなかったのは、1947年の憲法施行時から、1950年の警察予備隊設置までわずか3年間であつたりします。2015年夏には集団的自衛権の限定行使を容認する一連の法律が可決されました。これらの法律については、違憲の疑いがかかなり明白ではないかという指摘があります。

ここでは憲法の規定をざっと読んでみるのが目的ですから、あまり立ち入りません

が、自衛権という、よく問題になる言葉の意味が、戦争の放棄に関する条約、通称「不戦条約」が結ばれた1928年と、憲法が作られた1946年とでは、大分違っていたということだけは確認しておきましょう。また憲法には自衛権という言葉はありません(そもそも世界のどの国の憲法も自衛権という言葉は明示していません)。

なお、1項にある「国権」という語は通常統治権のことで、国の政策的決定として、という意味です(41条でもこの語は用いられています)。

第二次世界大戦頃まで、つまり戦前までは、自衛権についての考え方が今とは異なっていました。自己保存権とか国家の自己決定権とかいわれますが、要するに「国がその生き残りを求めることそれ自体」を「自衛」と称していたのです。1945年に**国連憲章**ができた時点で、**自衛権を行使するというのは、あくまで武力攻撃に対する最小限度の反撃だけを意味することになった**ということが要点です。自衛戦争が9条の下でも可能だという説を唱えている人も、実はこういう必要最小限度の反撃をすることを自衛戦争と言っていることがほとんどだということは理解しておくことが大切でしょう。

6. 人権規定(第3章)

(1) 総則的な規定

人権規定は、内容的なまとまり毎に毎に区切っていきましょう。

標題は「第3章 国民の権利及び義務」となっています。明治憲法の時「臣民権利義務」でしたから、保障対象は広がっていますが、外国人の数が随分と増えた現在の目から見れば、ちょっと違和感もあるかも知れません。なお、人権に関する項目では、条文に簡単な標題を〔 〕で囲んでつけています。これは著者がつけたもので、元々の条文にはありません。

第10条〔日本国民の要件〕 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

この条文、法律でいかようにも内容を定められる、と読んでしまうと、国民が主権者であることと、どう関係するのか、悩んでしまいます。実際には**憲法の人権条項を考慮し、また伝統的に日本人とされてきた人々を理由無く排除してはならない**ということだと、裁判でも認められています。

第11条〔人権享有の原則〕 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来

の国民に与えられる。

第12条〔自由及び権利の濫用禁止と公共の福祉〕 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

11条が「基本的人権」、12条が「この憲法が国民に保障する自由及び権利」と言っているのをどう捉えるかについては、随分色々な立場があります。少なくとも基本的人権が「侵すことのできない永久の権利」と言っているのは、制限はともかく、その「剥奪」は絶対に許されないという趣旨に読むのが普通です。そういう考え方の前提となっているのが、どんな人でも生まれながらにして人権＝自然権を有するはずで、それを支えるのが自然法なのだ、という考え方です。

第13条〔個人主義、人権の原則〕 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条〔平等原則〕 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

13条は、高校までの社会科や政治経済の教科書であまり強調されていないようですが、憲法の大原則を示していると言っても過言ではありません。個人主義を宣言し、戦前の全体主義的傾向を否定するところに眼目が有り、また「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という後段は、人権の中核が「生命、自由及び幸福追求に対する…権利」であることを確認するとともに、それを最大限に尊重するのが統治機構の役割だということも示しています。こういう考え方を**立憲主義**といいます。

14条は、**差別の禁止、平等原則**です。「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」というのは、まず絶対に許されない差別の指標だと考えられるでしょう。もちろん他の指標に基づく差別ならよい、などということはありません。「政治的、経済的または社会的関係」において差別されないというのは、要するに社会生活のどのような場面であっても差別は

許されないという原則を示しています。とはいっても、これは国家が法律や行政的決定、裁判において差別を許容するなということであって、民間における差別の禁止は法律で別途行うべきだという理解が普通です。

日本国憲法が、裁判所に**違憲審査権限**（憲法適合性審査権限）を認めたことはご存じでしょうが、14条に関する判決はかなり多いですね。つい最近（2013年9月4日）でも、最高裁判所が、民法の定めている法定相続分について、嫡出子と婚外子（非嫡出子）との相続分が2:1であることは、14条違反である、との判決を下しています（解釈の範となるような判決の主要部分を「判例」といいます）。

またここまでの条文で、主語が国民となっていることに気づいた人もいるでしょう。これらの条文の公式英訳は、the peopleとなっています。次の15条でさえもそうなのです。国民とか日本国民の英訳であればNationalとかJapanese peopleとなりそうなものです。ただし、10条は「日本国民たる要件」を“The conditions necessary for being a Japanese national”と訳しています。

(2) 個別の人権規定

第15条〔参政権、選挙の原則〕 公務員を選定し、及びこれを^{ひめん}罷免することは、国民固有の権利である。

- ②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条〔請願権〕 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

この二つの条文を合わせて**参政権**の保障と読む人もいます。16条については**国務請求権**の一種と捉える立場もあります。人権の分類は憲法の人権規定を把握するためのものであって、それ以上のものではありませんから、分類自体にあまりこだわる必要はありません。

第17条〔国家賠償請求権〕 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

明治憲法の時代には、国の責任を追及することは基本的にできませんでした。行政に関する裁判は行政裁判所で扱われていて、東京に行かないと裁判ができなかったのです。17条はこれを覆した点で大変重要な意味を持っています。17条を実現するために国家賠償法という6条しかない法律が制定されています。17条違反の違憲判決がある（郵便法違憲判決）ことは注目してよいでしょう。

第18条〔人身の自由の原則〕 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

一見すると、今更こんな条文はいらぬのではないかと思われるかも知れません。しかし、拷問等禁止条約のような人権に関する条約が制定されていることや、日本の政府が、徴兵制を実施しないのは18条に反するからである、と表明していることなどからすれば、やはり重要な条文です。最近では裁判員制度との関係で再び注目を集めています。

(3) 自由権

第19条〔思想及び良心の自由〕 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条〔信教の自由、政教分離〕 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

明治憲法時代も、本来は最も保障がされているはずだった信教の自由は、しかし周知のように、国家神道なるものが強調され、大変な状態に陥ってしまいました。こういう事態に対する反省もあって、宗教を信ずる自由（もちろん宗教を信じない自由＝無神論の立場も含めて）、内心の自由を強調するために、これらの条文が設けられたわけです。政教分離も定められていますね。

第21条〔表現の自由、検閲禁止、通信の秘密〕 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②^{けんえつ}検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

一見当然のこのようです。明治憲法ですら一応保障していました(明治憲法29条)。実際には、特に戦時中大幅に制約されたこともあって、このような規定が置かれたわけです。眼目は、むしろ**検閲**を禁止する2項ですね。有川浩さんの『図書館戦争』(角川文庫)という小説(漫画や実写映画などにもなっていますね)はこの問題を戯画的に描いたものですが、検閲というものの恐ろしさの本質を描いているので、おすすめです。

第22条〔居住・移転及び職業選択の自由、外国移住の自由、国籍離脱の自由〕 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

明治憲法も22条で**居住移転の自由**を保障していました。日本国憲法の特徴は、22条の1項で**職業選択の自由**が追加されたこと、2項が**国籍離脱の自由**を保障していることが特徴です。国籍離脱の自由が保障されたことで、国民が主人公であること(国民主権)が実質的に担保されているとも考えられます。

第23条〔学問の自由〕 学問の自由は、これを保障する。

表現の自由など他の人権規定で充分カバーできそうなのにわざわざこの規定が置かれているのは、**学問研究に対する弾圧があったこと**に対する反省から来ています。イギリスやアメリカではこういう明文規定はありません。ドイツの憲法でむしろ規定され、いろいろと考察されてきたものなので、日本ではよくドイツの議論が紹介されます。

第24条〔婚姻における平等〕 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

民法の親族編(第4編)相続編(第5編)が改正されたのは本条が規定されたからです。「封建的」な家族制度を撤廃することが目的とされたのですが、実のところ明治32年制定の旧民法が規定していた家族関係規定は、特殊フランス的で、妻に対する制限が大きすぎるという指摘もありました(鳩山秀夫『日本民法総論』(岩波書店, 1927年)87~89頁)。この指

摘をしている鳩山秀夫氏の兄鳩山一郎氏は第52代～第54代内閣総理大臣であり、その孫が第93代総理大臣の鳩山由紀夫氏ですね。

(4) 社会権

第25条〔生存権〕 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条〔教育を受ける権利、保護者が子どもに教育を受けさせる義務〕 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条〔勤労の原則と義務〕 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③児童は、これを酷使してはならない。

第28条〔労働基本権〕 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

25条～28条は通常まとめて「社会権」と呼ばれます。自由権が「国家からの自由」と呼ばれるのに対して、社会権は「国家による自由」とも呼ばれます。国家、というか政府が**社会保障・サービス給付のための法律**を整備して初めて実効性が出てくるという点で**抽象的権利**と呼ばれることもあります。もっとも、25条2項、27条2項ははっきりと「法律の定めるところにより」とあるのに、それ以外のところではそうは書いていません。そうであれば、表現の自由などとも、それほど性質は変わらないのではないかと思うかもしれませんが、しかしここで、**社会権が「国家による自由」とも呼ばれる理由**を思い起こしてほしいのです。自由権と呼ばれる権利（思想良心の自由・19条や表現の自由・21条など）の場合、国家がその権利を侵害しているかどうかを裁判所などが認定するにあたって法律の規定は必要ありません。これに対して社会権と呼ばれる規定はどれも、そういうわけにはいかないのです。25条1項は典型的であり、健康で「文化的な」最低限度の生活を営む権利の侵害を、法律なしで裁判官が判断できるはずがありません。というよりも、裁判官になが最低限度の文化的な生活を営む権利の侵害を、決められるのは困るでしょう。もちろん健康であるための最低限度の条件であれば、ある程度合理的に算出可能でしょうが、それを法律で規定した基準なしに裁判官が個別に行ったのではあまりにも非効率です。条文を直接に読むことでこ

うということが理解しやすくなりますね。

あまり立ち入ることはできませんが、教育を受ける権利(26条1項)といわゆる**義務教育**(26条2項)は結構誤解を受けている条文です。義務教育は、その根拠にいろいろな争いはあるけれど(1890年に発布された教育勅語の「がく學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テちのう智能ヲ啓發シけいはつ徳器ヲ成就シ…」だという説や、いやもっと早く1886年の小学校令3条「児童6年ヨリ14年ニ至ルか8箇年ヲ以テ学齡トシ父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」だという主張も、教育勅語と同じ1890年第3次小学校令「学齡児童保護者ハ就学ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ルまで迄学齡児童ヲ就学セシムルノ義務ヲ負フ」だという説もあります)、**明治時代から、あくまで子のいる保護者の義務**でした(森秀夫『日本教育制度史』(学芸図書株式会社, 1984年)第3章(参照したのは1992年版))。

第29条〔財産権〕 財産権は、これを侵してはならない。

②財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

この規程は、ちょっと分かりにくいかもしれません。1項にある「侵してはならない」という文言は、「財産権」が法律の規定ではみだ濫りに侵害できない権利であることを示しているように見えるのに、2項では肝心のその内容が法律で定めることになっており、さらに3項では公共のために用いることが当然の前提になってしまっています。財産権ということばは、**私有財産制度**そのものを指しているのだ、という理解が有力です。22条と合わせて「経済的自由権」というように説明されます。

第30条〔納税の義務〕 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

日本国憲法では、明治憲法時代のように兵役の義務(明治憲法20条)は定められていません。9条からすれば、当然といってもよいでしょう。

納税義務はもちろん明治憲法時代にもあったし(明治憲法21条)、いわゆる義務教育も、26条のところで述べたように一応整備されていましたが、こちらについては明治憲法の規定に明示されていたわけではありません。

憲法に義務の規定があることについて、これは国民が権利を認められていることの裏面だという主張がありますが、もちろん的外れです。国民の権利に対応する義務は国家が負うものです。憲法は基本的に国民が政府に対してその権力を拘束するために制定するもの

ですから、憲法の義務規定は国民の自己拘束ということになります。納税の義務については、アメリカ独立まで遡って、そもそも納税は政府に自分たちの代表を送り、政治を民主的に決定することとセットなので、納税者の権利という考え方が必要だという主張もなされてきています（北野弘久『納税者の権利』岩波書店、1981年）。

（5）刑事裁判手続に関する権利

日本国憲法の人権条項でもっとも詳しい部分です。29条までの規定と異なり、31条から40条までの規定は、31条と40条はともかく、それ以外は条文だけで裁判所が細かな判断を十分行うことができる規定になっています。本来は刑事訴訟法、つまり刑事裁判手続に関する法律で定めるような内容です。それが憲法でこのように詳しく規定されているのはなぜでしょうか。第2次世界大戦に至る歴史において、とくに1925年に普通選挙制度導入と同時に制定された治安維持法によって、共産主義者への弾圧、封建君主的に捉えられた天皇制の強化が行われたことによって、多くの問題が生じました。そういった事態を二度と起こさないための反省が、これらの規定に表れていると言えます。

第31条〔法定手続〕 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

法律の定める＝罪刑法定主義、手続による＝適正手続、という理解がなされています。文字通りに読んだ場合「適正」という言葉は出てきませんが、アメリカの影響を強く受けて制定されたことから、アメリカにおける刑事裁判手続の考え方を取り入れて理解されているわけです。

第32条〔裁判を受ける権利〕 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

文字通りに読んで問題がない規定です。明治憲法では「日本臣民ハ法律ニ定メタル**裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハルルコトナシ**」と定められていたので、日本国憲法の方が、陪審制度や裁判員制度を導入しやすいことがわかります。

第33条〔逮捕に関する令状主義〕 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条〔抑留・拘禁に対する保障〕 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条〔侵入・搜索・押収に関する令状主義〕 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

②搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

警察・検察による捜査・搜索・押収・逮捕から、取調べにおける身体の拘束が極端な長期にならないように、詳細な規定が置かれていますね。

第36条〔拷問・残虐な刑罰の禁止〕 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

18条とともに、戦前の悲劇を繰り返さないための原則規定です。特高＝特別高等警察による拷問についていえば、小林多喜二『蟹工船』が不敬罪で起訴されたことは有名ですね。

第37条〔公平な裁判・証人審問・刑事被告人の弁護人依頼権〕 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

②刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条〔黙秘権・自白のみに基づく裁判の禁止〕 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

②強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

裁判が公平な裁判所において、むやみに引き延ばしされず(=迅速に)、公開で行われなければならないこと(37条)、自白のみに基づいて裁判をしてはならず、黙秘権が認められなければならないこと(38条)が定められていますね。

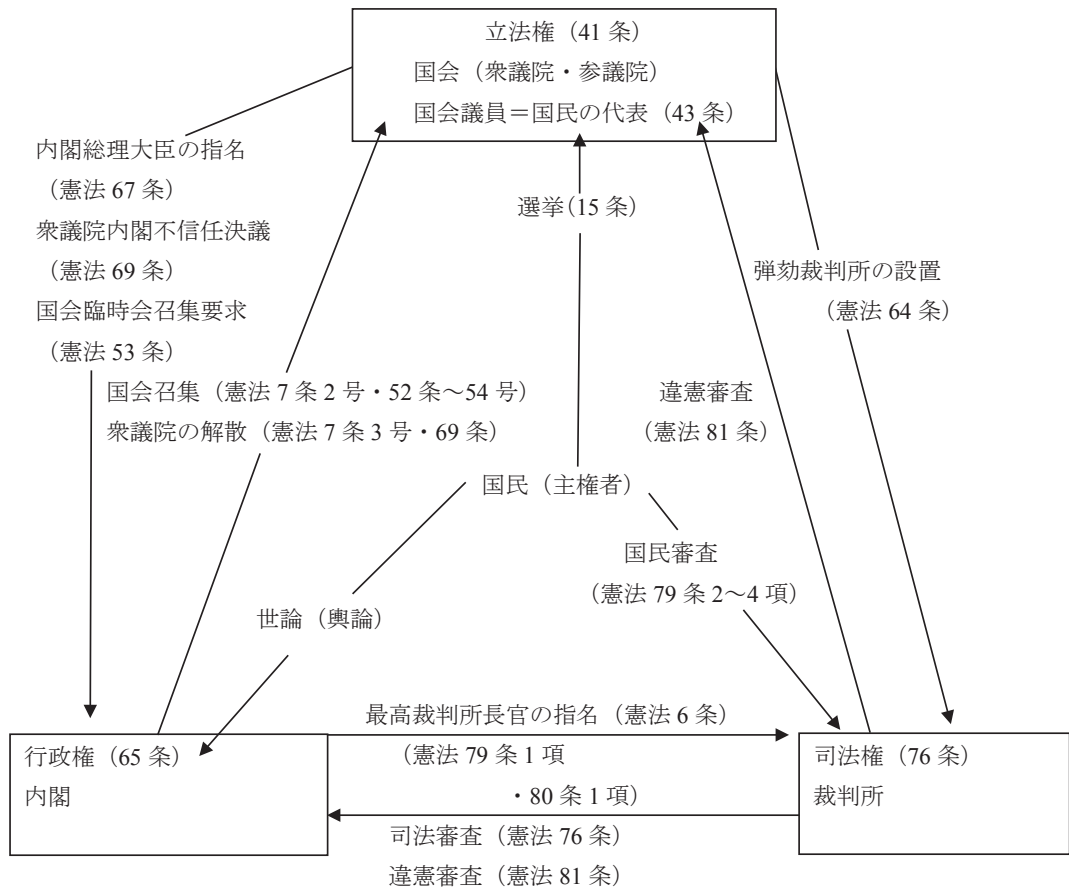
第39条〔一事不再理の原則〕 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条〔刑事補償〕 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

39条はちょっとわかりにくい条文です。要するに恣意的に起訴をして刑事処罰をしてはならないということなのですが、地方裁判所⇒高等裁判所⇒最高裁判所と三段階の裁判が1セットになっていますので、地方裁判所で無罪であったら検察側が高等裁判所に控訴(といます)してはならない、という条文ではありません。

40条は、読んで字のごとくです。刑事補償法という法律があります。

7. 統治の仕組み



高校までの授業でおなじみの図ですね。内閣総理大臣の指名と最高裁判所長官の指名は、任命権者が別にいますね。憲法6条の条文を読み返してみましょう。

統治に関する条文は、これまで見てきた条文に比べると、技術的というか、読んでわからないという条文はそんなに多くありません。

統治機構と呼ばれるもののうち、なじみがあるのは国会と内閣でしょう。それぞれの規定は、国会と内閣の関係を定めている規定を除けば、非常に理解しやすいものです。ただ、さきほど示したような図だけをなんとなく覚えているけれど、条文は読んでいないな、という方は多そうです。大学で講義をしたり、市民講座などでお話ししているときにも、確認してみると、意外と受講生の皆さんは読んでいないのです。ぜひ一度ここで読んでみてください。

(1) 国会（第4章）

第41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第42条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第43条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、

②人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第45条 衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第48条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

41条から48条は国会に関する原則ですね。「最高機関」(41条)、「全国民の代表」(43条)のようにちょっとわかりにくい言葉もありますが、だいたい理解可能でしょう。44条は14条の規定と似ていますが、**教育、財産、収入**という語句が付け加えられています。「最高機関」という言葉は憲法制定時におけるソビエト共和国連邦の語句が用いられているため、アメリカ合衆国憲法に影響を受けて定められている81条の裁判所による違憲審査と矛盾しているように見えます。そのため、裁判所が違憲判決を下してもなかなか法律が改正されないという問題が生じることもあります(尊属、つまり自分の親や祖母祖父等を殺害した場合に、そうでない殺人よりも重い処罰を科していた刑法旧200条について、憲法違反の判決が下されてから20年以上規定が削除されなかったことが象徴的です)。

第49条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第50条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第51条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

この三つの条文が**国会議員の特権**であるといわれることがあります。ただ49条の歳費を国庫から受けるというのを「特権」というのは、通常用語法からは違和感があるかもしれませんが。50条は**不逮捕特権**、51条は**免責特権**といいます。条文をよく読めば気が付くと思

いますが、絶対に責任が問われないというわけではないことは注意が必要です。

第52条 国会の常会は、毎年1回これを召集する。

第53条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第54条 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。

②衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

国会の会期、衆議院解散の時の手続、そして参議院の緊急集会について規定されています。「召集」であって「招集」でないのは、形式的には国事行為として天皇が国会「召集」を行うためです。憲法第7条の条文を読み返してみてください。

第55条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

議員資格を争うことは、一般の民間会社で雇用を争うこととは異なり政治的な要素が入るので、こういう規定が置かれています。

第56条 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

②両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第57条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

②両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第58条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

- ②両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

議事進行についての手続き規定です。ここまで詳細に憲法典で定めるのは、実は結構珍しく、法律や、**議院規則**（58条の「その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則」）で定める国もあります（イギリスは、ほとんどが慣習法または法律によって定められています）。

第59条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

- ②衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- ③前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
- ④参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

法律の制定手続の大原則ですね。両院協議会については、小泉純一郎内閣の時、郵政民営化を問う衆議院解散を、参議院での法案否決を理由に行つたことが、59条の趣旨からして問題であると指摘されています。

第60条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

- ②予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第61条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

予算と条約の決定手続です。いずれも「議決」で決定するという点は法律と同じなので、どちらが法的効力として強いのか議論があります。実務上の扱いは、予算は法律に拘束

され、条約は法律を拘束するという扱いが原則となっていますが、条文だけから見るとちょっと不思議な感じもありますね。

第62条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

国政調査権について定めた規定です。総務省統計局が行う「国勢調査」ではなく、「国政に関する」調査ですから、裁判所の権限に属する事項、司法権を侵害するような調査は普通出来ないとされていますが、なかなか解釈の難しいところです。

第63条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

あとで出てくる憲法第72条は内閣総理大臣の報告を定めていますが、63条はこれを内閣の責任を追及する国会の側から定めている規定です。

第64条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する^{だんがいの}弾劾裁判所を設ける。

②弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

国会議員の資格に関する事項は政治的であるからという理由で議会自身が手続きを行うことになっていましたが、裁判官については、司法の枠組みで決定するのではなく、政治的な決定であるからという理由で弾劾裁判制度が置かれています。といっても、実際には衆参両議院から選ばれた議員によって、裁判形式で、しかも弾劾裁判が行われる場所も、裁判所としての体裁が整えられていて、形式的には司法裁判とほとんど変わりません。

(2) 内閣 (第5章)

第65条 行政権は、内閣に属する。

行政権に関する憲法第5章は、明治憲法に比べて内容が豊富になったという意味では人権規定に負けず劣らずの特徴があります。明治憲法第4章は「國務大臣及枢密顧問」であっ

て「行政権」ではなく、規定も第55条の「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」同第2項の「凡テ法律勅令其ノ他國務ニ関ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス」および第56条の「樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス」しかありませんでした。明治憲法時代、行政権者は天皇だったからです（明治憲法を読むと、理念的には立法は天皇が「帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」[第5条]もので、「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」[第57条]ものですが、行政権については規定がなく、「統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」天皇が行使するものと理解されていました）。

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

②内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。

③内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第67条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

②衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第68条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

②内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

内閣の組織、総理大臣の権限を定めています。66条3項は、内閣の国会に対する連帯責任を定めたもので、議院内閣制を憲法が採用していることを示しているといわれます。他方で66条2項にある「文民」という語はcivilianの訳語で、本来は軍人でない一般人という意味です。しかし憲法9条で戦争を放棄し、軍隊を持たないとしているうえ、憲法に軍隊の存在を想定した規定が一切ないため、「軍人」という語句を規定で用いることが出来なかったからであるといわれます（現在では国際的な条約の訳語にも使われています）。明治憲法時代の内閣は「内閣官制」という法律に基づいた組織であり、総理大臣は**同輩中の首席**（*primus inter pares*）に過ぎず、指導力を発揮できなかったことに対する反省によるといわれます（首相官邸のWeb Siteには「内閣制度と歴代内閣」というページがあり、内閣の歴史がわかりやすく解説されています<<https://www.kantei.go.jp/jp/rekidai/1-1.html>>）。

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第70条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第71条 前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

衆議院による内閣不信任と衆議院解散、内閣総辞職についての規定ですね。ただ第69条は、実務上は、内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院を解散しない限り、総辞職をしなければならないという規定と理解されています。しかしそうは書いていないのであって、実際には憲法第7条第3号に基づき、内閣は衆議院を、民意を問うために解散してきています。解散がどのような理由、どのような根拠に基づいているか、政治学の本や新聞で調べてみましょう。

第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

この規定は明治憲法の次の諸規定に対応しています。憲法第7条の規定とも対応しますが、権限内容の理解という意味で、ここでみておきましょう。

第7条 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会^{および}及衆議院ノ解散ヲ命ス^{めいず}

第8条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄^{さいやく}ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉

会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス

②此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第9条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス

第10条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

第15条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス

第16条 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス

これを読むと、憲法第5章の規定が、明治憲法の天皇の権限（大権といわれていました）を内閣の権限に変更したものだということが分かります。

第74条 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第75条 國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

憲法第55条の規定と対応し法律・政令の有効要件を規定しているのが74条です。75条は内閣の安定性を確保するための規定です。国会議員の不逮捕特権（50条）、免責特権（51条）と対応します。

(3) 司法（第6章）

第76条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

②特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

明治憲法においては、「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」（57条1項）ものであった。また「…別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノハ司法

裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス」(61条)と定められていたものであり、司法＝民事裁判と刑事裁判と理解されていました。日本国憲法は違憲審査制度(正確に言えば憲法適合性審査制度)を導入すると同時に、全ての事件を憲法や法律に照らして審査する権限を司法権とし、それが裁判所に属するものとしたのです(76条1項)。2項も同じことを別の立場から定めているものです。3項は、明治憲法時代も前提されていたといわれますが、違憲審査制度導入に当たってあらためて明言されたものと考えられています。

第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

②検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

裁判所の規則制定権に関する77条と裁判官が原則として**弾劾によらなければ罷免されない**ことを定めた78条の2か条も、司法権と裁判官の独立性を高めるための規定と理解されています(弾劾裁判所の設置に関する憲法第64条も読み返しましょう)。

第79条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

②最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥最高裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを

任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

- ②下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

79条と80条は裁判官の身分保障それ自体に関する規定です。最高裁判所長官は天皇が内閣の助言と承認を受けて任命します（憲法6条2項）が、それ以外の裁判官は内閣が任命します（79条1項）。79条2項～4項は国民審査に関する規定です。80条1項にある「任期を十年とし」という文言は再任が原則なのかそうでないのかなど実務上も問題があります。

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

81条は2つのことを定めていますね。最高裁判所が終審裁判所であること（つまり地方裁判所⇒高等裁判所と争われた訴訟を最終的に決定する機関であること）。そして違憲審査制度を採用していることです。一読すると最高裁判所だけが違憲審査権限を持っているようですが、判例ではすべての裁判所が違憲審査権限を持っており、違憲審査権限を持った裁判所の終審裁判所＝最高裁判所と理解されています。なお違憲審査権限と一般には言われませんが、合憲判断も下すことが出来るわけですから、制度の呼び名としては、**憲法適合性審査権限**というのが適切でしょう。

第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

- ②裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

82条は読んで字のごとしですが、「公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合」の範囲についてはしばしば争われます。最も近年ではプライバシーへの配慮の問題、企業秘密にかかわることをどのように扱うかについて一定の合意も形成されています。

(4) 財政 (第7章)

憲法では補則に次いで、ある意味最も読まれていない章でしょう。

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第88条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

②会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

83条～88条、90条、91条は、乱暴にまとめてしまえば、**財政民主主義**あるいは**租税法律主義**を定めた条文であると言えます。ここで飛ばした89条は次のような規定です。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

20条に信教の自由とともに政教分離が定めてあったことは覚えていますか。89条は、これを「公金その他の公の財産」の「支出」や「利用に供」することを制限することで政教分離を別の視点から定めているものと考えられています。

(5) 地方自治（第8章）

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

地方自治の本旨（92条）は、一般には「地方公共団体＝地方自治体の住民の民主主義」つまり住民自治（93条）と、「地方自治体が一定の統治団体であること」つまり団体自治（94条）のことを指していると解されています。95条は、地方自治を明治憲法時代より強化することが目的の規定だったようですが、実際には現在ではほとんど使われていません。

8. 憲法の改正・最高法規性と補則

第9章以降の規定は、憲法の性質理解と歴史的経緯を理解するために重要な意味を持ちます。

(1) 改正（第9章）

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない⁽¹⁾。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成⁽²⁾を必要とする。

②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

改正に2段階の手続が必要なことが定められていますね。（1）国会の発議と、（2）国民投票です。明治憲法では補則において、次のように定めていました。「将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ」（明治憲法73

条1項)「此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノニ以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノニ以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス」(明治憲法73条2項)。要するに天皇が帝国議會に提案し、帝国議會で、議員数の3分の2以上が出席した議事において出席議員3分の2以上で議決したら改正できたわけです。日本国憲法は、(1)総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議すると言っているのです。その点ですでに明治憲法より改正のハードルが上がっています。そのうえでさらに(2)国民投票で過半数の賛成を得なければならないわけです。こういう改正のハードルが高い憲法を**硬性憲法**と呼ぶことがあります。

(2) 最高法規性 (第10章)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

②日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

97条は11条とほとんど同じ内容です。制定過程でいろいろあつてここに置かれています(詳細はここでは省略します)。違う点は、「信託」に言及していることです。このことに注目して、日本国憲法はジョン・ロックの思想に影響を受けていると理解されています(ジョン・ロック『統治二論』岩波文庫を参照)。しばしば人権保障を定めていることこそが日本国憲法が最高法規である(98条)ことの根拠だともいわれます。なお99条は憲法がそもそも国家権力を拘束するためのものであることが示されていると解されています。ちなみに憲法でいう「公務員」という言葉は15条でも用いられていますが、99条を読むとそれは「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」のことを指すと考えられます。なお、条文の読み方として「天皇又は摂政」と「…公務員」は別のもので理解されるもので、「天皇又は摂政」は公務員ではありません。

(3) 補則（第11章）

第100条 この憲法は、公布の日から起算して6箇月を経過した日から、これを施行する。

②この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第101条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第102条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを3年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第103条 この憲法施行の際現に在職する国务大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

補則は通常憲法の講義などでもあまり解説されません。憲法制定当初にのみ意味を持っていた規定だからです。それでも、是非一度は読んでおきましょう。

おわりに

以上、とにかく日本国憲法の全ての条文を通読するためのごく簡単な解説をしてきました。憲法の講義を受ける前に一読することを想定しています。読み終えたら、次は是非日本国憲法の解説書に進んでください。

なお、性質上本稿ではごく一部を除いて参考文献も判例も掲載していません。著者によるものとして、佐藤潤一『教養憲法入門』（敬文堂）だけここでは挙げておきます。